

新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について（公告）

令和5年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

令和4年4月22日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲郎

令和5年度（令和4年度実施）

新潟県公立学校教員採用選考検査実施要項

第1次検査期日：令和4年7月3日（日）

第2次検査期日：令和4年8月18日（木）～21日（日）のいずれか1日

申請受付期間：令和4年4月22日（金）午後1時～5月24日（火）午後5時

※ 申請受付は、電子申請のみとなります。また、郵送による提出が必要な書類があります。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、期日、会場等が変わることがあります。新潟県教員採用総合サイトで変更点をお知らせしますので、直前まで確認してください。

新潟県教育委員会

1 検査の目的

新潟県公立学校教員（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校教員を除く。以下同じ）を志願する者について、令和5年度の採用に当たって、選考の資料を得ること。

2 出願資格

- 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
 - 昭和38年4月2日以降に生まれた者
 - 出願種別の教諭の普通免許状（中学校教諭・高等学校教諭においては、出願教科に応じた普通免許状）、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を令和5年3月31日までに取得する見込みの者
 - 中学校教諭・高等学校教諭共通で採用する教科（以後【中・高共通】と表記）に出願するには、当該教科の中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状のいずれかが必要です。なお、令和7年度採用選考検査（令和6年度実施）からは、【中・高共通】の「国語」「社会（地理歴史・公民）」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「家庭」「英語」の出願資格を「当該教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状の両方を有している、若しくは、検査実施年度の3月31日までに取得見込みであること」に変更する予定です。
 - 特別支援学校教諭に出願するには、特別支援学校教諭の普通免許状に加えて小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。
 - 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものとみなします。
- ※1 他の都道府県の国公立学校教員及び、新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校教員として勤務している者は、この教員採用選考検査を受検することができます。
- ※2 現在、新潟県にある国公立学校（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を除く）の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県にある国公立学校（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を除く）の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることができません。

3 採用

- 第2次検査に合格した者は「採用候補者名簿」に登載し、原則として令和5年4月1日に本県公立学校教員に採用します。
- 「採用候補者名簿」への登載期間は、令和6年3月31日までです。

- 3 令和5年4月1日採用予定の者には、令和4年11月中に内定通知書を交付します。
- 4 第2次検査の結果が不合格であってもS判定であった者を、令和5年4月1日から勤務することを条件に、「採用候補者名簿」に登載し内定とする場合があります。
- 5 令和5年3月31日までに必要とされる当該教科等の教員免許状が取得できない者は、内定及び「採用候補者名簿」への登載を取り消します。
- 6 現行の教員免許更新制は、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が国会で成立し、施行されるまで継続されます。そのため、免許状取得後、必要な免許状更新講習を受講せずに休眠状態になっている者は、令和5年3月31日までに免許状の効力を回復させない場合、内定及び「採用候補者名簿」への登載を取り消します。

なお、教員免許更新制廃止後の具体的な内容と対応については、文部科学省からの最新の情報を確認してください。
- 7 第1次検査の加点申請をした者のうち、令和5年3月31日までに対象免許状が取得できない者は、内定及び「採用候補者名簿」への登載を取り消します。
- 8 出願・採用の校種にかかわらず、出願・採用の校種以外の学校に配置することがあります。
- 9 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- 10 採用された者は、採用後6年間は県教育委員会で計画的に配置します。1校目、2校目ともに3年間（高等学校に配置の場合は1校目2年間、2校目4年間）の勤務を原則とします。（異動により異校種に配置することもあります。）
- 11 【中・高共通】に出願し、採用された者の中で、当該教科「国語」「社会（地理歴史・公民）」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「家庭」「英語」の中学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状のどちらか一方のみを有する（若しくは、令和5年3月31日までに取得見込みの）者は、採用後2校目終了までの間に、もう一方の免許状を取得することを原則とします。
- 12 「スポーツ・芸術特別選考」は休止します。

4 大学院進学者名簿への登載の再開及び選考検査の免除について

第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程（博士（前期）課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。）（以下「修士課程」という。）に進学又は引き続き在籍を理由に採用の猶予を希望する者は、「大学院進学者名簿」への登載を希望することができます。ただし、新潟県の教員になることを確約できる者に限ります。

「大学院進学者名簿」に登載された者は、最少修了年限の年に出願することで、検査をせずに「採用候補者名簿」に登載します。「大学院進学者名簿」への登載を希望する者は、出願時に希望がある旨を必ず入力し、第2次検査合格後、速やかに大学院合格を証明する書類と「大学院進学者名簿登載願」を提出してください。（提出期限：令和4年12月16日 消印有効）

- ※1 上記の対象者であっても、最少修了年限で修了できなかった場合は、原則として「採用候補者名簿」への登載を取り消します。
- ※2 当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登載を延長します。

5 選考区分及び採用予定数（欠員の状況等により、採用者数は増減する場合があります。）

1 一般選考

出願種別	出願形式・募集教科等		採用予定数
小学校教諭	出願形式Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ		Ⅰ 230人程度 Ⅱ 10人程度 Ⅲ 5人程度
中学校教諭・ 高等学校教諭	【共通】	「数学」「理科」「音楽」「美術」 「保健体育」「家庭」「英語」 ※ これらの教科は、中学校、高等学校 いずれかの配置となります。 ※ 「音楽」「美術」については、令和 5年度は中学校のみの配置となる予定 です。	形式 Ⅰ、 Ⅱ、 Ⅲ Ⅰ 150人程度 注) Ⅱ 5人程度 Ⅲ 2人程度 ※ Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは中学校 に配置される場合のみ。 注) 出願形式Ⅰの採用予 定数には、高等学校に 配置される採用予定数 も含まれています。
	【中学】	※ 中学校のみの配置となります。	
	【高校】	(機械、電気、土木、建築) 「商業」「水産」「情報」 ※ 高等学校のみの配置となります。	20人程度
特別支援学校教諭			40人程度
養護教諭			35人程度
栄養教諭			4人程度

※ 【中・高共通】【高校】に採用された者のうち高等学校に配置される場合は、新潟市立学校を除く新潟県全域での配置となります。
《出願形式》

- | |
|---|
| Ⅰ 新潟市立学校を除く新潟県全域での小学校、中学校に勤務を希望する者 |
| Ⅱ 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町に限る小学校、中学校に勤務を希望する者 |
| Ⅲ 佐渡市に限る小学校、中学校に勤務を希望する者 |

- ・ 小学校教諭、中学校教諭・高等学校教諭【中・高共通】【中学】には上の3つの出願形式があります。（【中・高共通】については、採用後に中学校に配置される場合の形式となります。）
- ・ 出願形式Ⅱ、Ⅲは、当該地域に専ら勤務することが採用条件となり、全県的な異動による勤務はできません。ただし、出願形式Ⅱ、Ⅲを希望して【中・高共通】で採用され中学校に配置された者が、その後、高等学校に異動する場合は全県的な異動となります。
- ・ 出願形式Ⅱ、Ⅲは、出願形式Ⅰとは別に、それぞれ出願した者の中から採用します。また、出願形式Ⅱ、Ⅲで採用されなかった者を出願形式Ⅰで採用することがあります。
- ・ 出願形式Ⅱ、Ⅲで出願した場合、出願形式Ⅰでの採用の有無について出願時に希望することができます。
- ・ 【中・高共通】に出願する場合、出願時に1校目の配置校種（中学校又は高等学校）を希望することができます。ただし、この希望は、採用された者の1校目の配置校種を決定する際の参考とするためのものであり、希望どおりの校種に配置されることを確約するものではありません。
- ・ 【中・高共通】に出願し、採用された者の中で、当該教科「国語」「社会（地理歴史・公民）」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「家庭」「英語」の中学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状のどちらか一方のみ有する（若しくは、令和5年3月31日までに取得見込みの）者の1校目の配置校種は、原則として所有（若しくは取得見込みの）免許状に記載されている校種とします。

2 身体障害者特別選考

(1) 出願種別・教科等

「**5**」の1一般選考」に記載のある出願種別・教科等で実施します。

(2) 採用予定数

10人程度です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

(3) 応募資格

年齢及び免許状要件は「**2**」出願資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者とし、出願時に、「身体障害者特別選考申請書」及び「身体障害者手帳の写し」により資格の有無を審査し、その結果を通知します。審査が通らなかった場合、一般選考で受検することができます。

(4) 検査の特例

原則として一般選考受検者と同様の検査を行いますが、出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

3 社会人実務経験者特別選考

(1) 出願種別・教科等

中学校教諭・高等学校教諭の【高校】「農業」「工業(機械、電気、土木、建築)」「水産」で実施します。

(2) 採用予定数

若干人の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

(3) 応募資格

- ① 年齢は「**2**」出願資格」の記載と同じとし、大学を卒業、又は大学院を修了していること。
- ② 研究施設、民間企業、官公庁(公立学校の農業、工業、水産の実習助手を含む)において、正規職員(任期を定めて採用された職員を除く)として、受検前過去6年間(平成28年度から令和3年度まで)で、通算3年以上(休職期間等勤務の実態がない期間は含まない)の農業、工業、水産のいずれかに関する実務経験を有し、次の要件ア及びイを満たす者とし、
ア 農業、工業、水産のいずれかの教科に関する専門的な知識、経験又は技能を有すること。
イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっていること。
なお、高等学校教諭「農業」、「工業」、「水産」の普通免許状の有無は問いませんが、普通免許状を有しない場合は、合格後に特別免許状申請手続きが必要です。

出願時に、「社会人実務経験者特別選考申請書」により資格の有無を審査し、その結果を通知します。審査が通らなかった場合は、高等学校教諭の当該教科の普通免許状を有していれば、一般選考で受検することができます。

(4) 検査の特例

原則として、一般選考受検者と同様の検査を行いますが、筆答検査Ⅱは、教科の基礎的問題とします。

6 第1次検査の免除・一部免除・加点

○：免除対象 △：一部免除対象 -：対象外

1 第1次検査の免除

「一般選考」「身体障害者特別選考」において出願書類を審査して、第1次検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、第1次検査から受検してください。

免除項目及びその内容等	小	中・高	特支	養護	栄養
(1) 国公立学校に在職する正規教員	○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 他の都道府県の国公立学校及び新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の正規教員（教諭・養護教諭・栄養教諭・任用期限を付さない常勤講師）として現に勤務し、令和5年3月31日までに出願種別・教科（科目等）と同一職種等で3年以上（休職や育児休業等の期間を除く）の勤務経験を見込める者。 <p>※ 【中・高共通】に出願する場合、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校（後期課程）のいずれかに勤務していれば、出願種別と同一であると見なします。</p>					

免除項目及びその内容等	小	中・高	特支	養護	栄養
(2) 前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に記載されなかった者のうち、S判定であった者	○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 免除については、前回と同一の出願種別・教科（科目等）を受検する場合に限りです。 当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、S判定による第1次検査の免除の期間を延長します。 					

免除項目及びその内容等	小	中・高	特支	養護	栄養
(3) 【高校】の「農業」、「工業（機械、電気、土木、建築）」、「水産」を受検する者で、次のいずれかの高度な技術資格を出願時に有する者	-	○	-	-	-
<ul style="list-style-type: none"> 「農業」……………技術士（農業部門、森林部門） 「工業（機械）」……………技術士（機械部門） 「工業（電気）」……………技術士（電気電子部門） 「工業（土木）」……………技術士（建設部門） 「工業（建築）」……………1級建築士 「水産」……………技術士（水産部門、船舶・海洋部門） 					

2 第1次検査の一部免除

「一般選考」「身体障害者特別選考」において、出願書類を審査して、第1次検査の一部免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。

免除項目及びその内容等	小	中・高	特支	養護	栄養
○ 国内の教職大学院を令和5年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者	△	△	△	△	△
<ul style="list-style-type: none"> 第1次検査の筆答Iを免除します。 この要件での出願は、第2次検査に合格した場合、新潟県の教員となることを確約できる者に限りです。 令和5年3月31日までに修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、翌年度の4月1日からの採用はしません。 					

3 第1次検査の加点（加点の上限：30点）

(1) 免許状及び資格に関する加点（加点の上限：20点）

加点を希望する場合は、出願時に申請してください。

加点希望の有無にかかわらず、出願者は5月24日（火）までに、所有する全ての教員免許状の写し（取得見込の場合は教員免許状取得見込証明書の原本）を提出してください。当該免許状の有無を確認します。

資格に関する加点については、資格を証明する書類の写しを5月24日（火）までに提出してください。

免許状や資格を証明する書類の原本は、第2次検査当日に必ず持参してください。ただし、免許状取得見込証明書の原本は出願時に提出済ですので、第2次検査当日に持参は不要です。申請に際して提出した写しと原本が一致しない場合は、第2次検査に合格していても、合格を取り消します。

なお、出願時に免許状取得見込みで加点申請した者のうち、加点申請の取り下げを希望する者は、第1次検査の受付時に申し出てください。第1次検査の翌日以降は、取り下げを認めません。

【免許状に関するもの】 ※ 免許状は令和5年3月31日までに取得見込みのものも対象にします。

	対象となる免許状	小	中・高	特支
1	中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」の普通免許状	10点	—	—
2	出願する教科以外の中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状	—	10点	—
3	特別支援学校教諭の普通免許状	10点	—	—
4	小学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状	—	10点	—
5	小学校教諭と中学校教諭の両方の普通免許状	—	—	10点
6	中学校教諭の普通免許状	10点	—	—
	※ 1と重複する場合は加点対象とはなりません。			

【資格に関するもの】 ※ 資格は、現に所有しているものが対象です。

	対象となる資格	小	中・高	特支
1	次のいずれかの級や得点を平成31年4月1日以降に取得した者 ・実用英語技能検定（（財）日本英語検定協会）1級 ・TOEIC 945点以上（TOEIC IPは対象外） ・TOEFL iBT 95点以上 ・その他の資格・検定試験で上記と同程度とみなせるもの（新潟県ホームページに掲載の「採用選考検査Q&A」を参照） ※ 【中・高共通】「英語」出願者に限る加点です。	—	10点 (英語)	—
2	次のいずれかの級や得点を平成31年4月1日以降に取得した者 ・実用英語技能検定準1級以上 ・TOEIC 730点以上（TOEIC IPは対象外） ・TOEFL iBT 72点以上 ・その他の資格・検定試験で上記と同程度とみなせるもの（新潟県ホームページに掲載の「採用選考検査Q&A」を参照）	10点	—	—
3	次のいずれかの級や得点を平成31年4月1日以降に取得した者 ・実用英語技能検定2級以上 ・TOEIC 540点以上（TOEIC IPは対象外） ・TOEFL iBT 42点以上 ・その他の資格・検定試験で上記と同程度とみなせるもの（新潟県ホームページに掲載の「採用選考検査Q&A」を参照） ※ 2と3の両方を申請することはできません。	5点	—	—
4	司書教諭（文部科学省が発行している修了証書所有が条件）	5点	5点	5点

(2) 常勤の臨時職員に関する加点 (加点の上限：10点)

前回の第2次検査の結果がA判定であった者で、新潟県内の国公立学校において常勤の臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士）として、以下のいずれかの要件を満たす場合は、第1次検査の点数に10点を加点します。加点を希望する場合は、出願時に申請するとともに、勤務証明書を5月24日（火）までに提出してください。

	対象となる要件	小	中・高	特支	養護	栄養
1	直近の3年間（R1.6.1～R4.5.31）で7月以上勤務経験がある（現に勤務しているかは問わない）	10点	10点	10点	10点	10点
2	令和4年4月から通算4月以上勤務する見込みがある	10点	10点	10点	10点	10点

・ 加点については、前回と同一の出願種別・教科（科目等）を受検する場合に限ります。
・ 当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、A判定による第1次検査の加点の期間を延長します。

7 出願方法 (電子申請のみ受け付けます。郵送による提出が必要な書類があります。)

1 電子申請受付期間 4月22日（金）午後1時～5月24日（火）午後5時

2 出願手順

1	新潟県教育庁義務教育課又は高等学校教育課のホームページから、新潟県教員採用総合サイトにアクセスしてください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/1356908141206.html	
2	実施要項及び電子申請受検申込者ガイドを参照の上、電子申請の入力を行ってください。	
3	入力内容を確認の上、送信してください。	
4	受検申込到達通知メールが届くので、「整理番号」及び「パスワード」を控えておいてください。※1 ※2	

※1 メール到着拒否設定をしていると、受検申込到達通知メールが届かない場合があります。着信拒否設定を解除するか、「pref-niigata@s-kantan.com」「@pref.niigata.lg.jp」からのメールが受信できるようにドメイン指定を行ってから申請してください。

※2 しばらくしても受検申込到達通知メールが届かない場合は、必ず問い合わせてください。

3 電子申請の他に郵送による提出が必要な書類等

出願に必要な書類を角2封筒（A4サイズ240mm×332mm）に入れて「特定記録郵便」で郵送してください。（締切：5月24日（火）消印有効）書類を県庁に直接持参しても受理できません。また、封筒の表左に「例 教員受検書類（【中・高共通】「数学」）在中」のように朱書きしてください。

(1) 出願者全員が提出するもの

1	長形3号（のり付きのもの）封筒2通（受検票送付用・第1次検査結果通知用） ※ 出願者の住所・宛名明記、「様」付記、84円切手貼付 ※ 封筒の表左下に出願種別明記「例 【中・高共通】「英語」」
2	最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込証明書 ※ 令和4年4月1日以降に証明されたもの。
3	所有する全ての教員免許状の写し及び取得見込みの全ての教員免許状の取得見込証明書の原本

※ 提出物チェックリスト

- 返信用封筒 2通（「様」付記、のり付き、84円切手を貼付）
- 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込証明書
- 所有する全ての教員免許状の写し及び取得見込みの全ての教員免許状の取得見込証明書の原本

(2) 該当する者が提出するもの

1	身体障害者特別選考希望者
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者特別選考申請書 ・交付されている身体障害者手帳（1級から6級までを要件の対象とします）の写し
2	社会人実務経験者特別選考希望者
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人実務経験者特別選考申請書
3	第1次検査免除希望者
	(1) 国公立学校に在職する正規教員で、5ページ6の1の(1)の要件を満たす者
	<ul style="list-style-type: none"> ・正規教員第1次検査免除希望調書及び在職証明書
	(2) 【高校】「農業」「工業（機械、電気、土木、建築）」「水産」の出願者で、5ページ6の1の(3)の要件を満たす者
<ul style="list-style-type: none"> ・該当する資格を証明する書類の写し 	
4	第1次検査の一部免除希望者
	国内の教職大学院を令和5年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者
<ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院修了見込証明書及び推薦書 	
5	加点申請者
	(1) 資格に関する加点を希望する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する資格を証明する書類の写し
	(2) 常勤の臨時職員に関する加点を希望する者
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務証明書 	
6	これまでに免許状更新講習を受講したことがある者
	<ul style="list-style-type: none"> ・更新講習修了確認証明書の写し

※ 最終学校の卒業・修了証明書、教員免許状、資格を証明する書類に記載されている姓が現在と違う場合は、戸籍抄本を提出してください。

※ 提出に必要な申請書等は、新潟県教員採用総合サイトからダウンロードしてください。

4 「第1次検査受検票」「第1次検査免除通知書」「第1次検査一部免除通知書」の交付

- (1) 6月中に送付します。
- (2) 郵送された受検票に必要事項を記入し、写真貼付欄に顔写真を貼り、検査当日に持参してください。【上半身、脱帽、正面向きの写真（縦4cm×横3cm）で6か月以内に撮影したもの】
- (3) 6月22日（水）までに受検票が到着しないとき又は受検票が申込みの内容と異なるときは、新潟県教育委員会まで至急問い合わせてください。

5 各種書類提出先（全出願種別）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁義務教育課管理第1係

6 各種連絡・照会先

- (1) 小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭について
 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁義務教育課管理第1係
 電話（代表）025（285）5511 選考検査当日の緊急連絡先 電話 025（280）5602
- (2) 中学校教諭・高等学校教諭について
 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁義務教育課管理第1係
 電話（代表）025（285）5511 選考検査当日の緊急連絡先 電話 025（280）5602
 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁高等学校教育課管理係
 電話（代表）025（285）5511 選考検査当日の緊急連絡先 電話 025（280）5610

※ 電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

8 第1次検査

1 期日 7月3日(日)

2 会場(予定)

出願種別・教科等	会場 交通アクセス
小学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭	○新潟県立新潟西高等学校 ・JR越後線「内野西が丘駅」下車。徒歩10分。 ・万代シティバスセンター乗車、 「新潟西高校前」バス停下車。徒歩1分。 ○新潟県立新潟南高等学校 ・JR新潟駅万代口乗車、「南高校前」バス停下車。 徒歩1分。 ※ 2会場のどちらになるかは受検票送付時にお知らせ します。
中学校教諭・高等学校教諭 【中・高共通】 「国語」「社会(地理歴史・公民)」「 数学」「理科」	○新潟県立新潟高等学校 ・JR越後線「白山駅」下車。徒歩15分。 ・JR新潟駅万代口乗車、「新潟高校前」バス停下車。 徒歩3分。
中学校教諭・高等学校教諭 【中・高共通】 「音楽」「美術」「保健体育」「家庭」 「英語」 【中学】「技術」 【高校】「農業」「工業(機械、電気、 土木、建築)」「商業」「水産」 「情報」	○新潟県立新潟中央高等学校 ・JR越後線「白山駅」下車。徒歩12分。 ・JR新潟駅万代口乗車、「新潟中央高校前」バス停下 車。徒歩3分。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場が変更になることがあります。新潟県教員採用総合サイトを検査直前まで確認してください。

3 日程と内容

出願種別	日程・内容等				
小学校教諭	8:25 8:55	8:55 9:25	9:25 10:20 (55分) 筆答検査 I	10:20 10:50	10:50~11:50(60分) 筆答検査ⅡA(国、算) 11:50~13:00(70分) 昼食・休憩 13:00~14:00(60分) 筆答検査ⅡB (社、理、英) ※ 英語は聞き取りによる検査も実施する。
中学校教諭・ 高等学校教諭	受付	検査上 の注意等	教職教養 及び 一般教養	休憩	「国語」「社会(地理歴史・公民)※」「数学」 「理科※」「農業」「工業(機械、電気、土木、 建築)」「商業」「水産」「情報」 10:50~12:20(90分) 筆答検査Ⅱ(出願教科)
「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」 10:50~11:50(60分) 筆答検査Ⅱ(出願教科) 11:50~13:00(70分) 昼食・休憩 13:00~13:10 実技受付 13:10~16:50 実技検査					
特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭					「英語」 10:50~12:20(90分) 筆答検査Ⅱ(出願教科) 12:20~13:30(70分) 昼食・休憩 13:30~13:40 受付・説明 13:40~16:50 オーラルプレゼンテーション 10:50~12:20(90分) 筆答検査Ⅱ (出願種別に関するもの)

※ 【中・高共通】の社会(地理歴史・公民)及び理科の筆答検査Ⅱの一部において、選択問題を出題します。検査当日、以下のいずれか一つを選択してください。

- ・社会(地理歴史・公民)：「地理」「歴史」「公民」のうちいずれか
- ・理科：「物理」「化学」「生物」「地学」のうちいずれか

4 実技検査等の内容

出願種別	教科等		実技検査内容
中学校教諭・ 高等学校教諭	【中・高共通】	音楽	① 令和4年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用) ② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定)
		保健 体育	検査種目 ① ダンス(創作ダンス) ② マット運動 ③ ハードル走
		美術 家庭	当日、課題を提示
		英語	英語によるオーラルプレゼンテーション (テーマに対して自分の考えを英語で話す)
	【中学】	技術	当日、課題を提示

※ 実技検査に必要な持ち物については、受検票送付の際に通知します。

5 配点

出願種別	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査	合計	備考
小学校教諭	60点	200点		260点	
中学校教諭・ 高等学校教諭	60点	200点		260点	
	60点	100点	100点	260点	実技検査実施教科
特別支援学校教諭	60点	200点		260点	
養護教諭	60点	200点		260点	
栄養教諭	60点	200点		260点	

※ 【中・高共通】「英語」の筆答検査Ⅱには、英語オーラルプレゼンテーションを含みます。

6 判定基準

- (1) 「筆答検査Ⅰ」、「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも設定した基準に達しない者は不合格とします。
- (2) 上記(1)による不合格者を除き、「筆答検査Ⅰ」、「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて一件ごとに審査を行い、合否判定を行います。

7 第1次検査当日の提出物

自己申告用紙(全員)

- 自己申告用紙は、新潟県教員採用総合サイトからダウンロードし、記入してください。
(A4片面印刷で左上をステープル留め)
- 写真貼付欄に顔写真を貼ってください。(第1次検査受検票に貼ったものと同じ写真)
- 第1次検査免除となる受検者には、免除通知発送時に自己申告用紙の提出方法について通知します。

8 検査の結果発表

8月上旬

- 結果を本人に通知するとともに、合格者の受検番号を新潟県教員採用総合サイトに掲載します。8月10日(水)までに通知されない場合は、電話で照会してください。

9 第2次検査

1 期日 8月18日(木)、19日(金)、20日(土)、21日(日)

※ 上記期間中のいずれか1日のうち、「3 日程と内容」で示すいずれかの時間帯で実施されます。

2 会場(予定)

出願種別	会場 交通アクセス
小学校教諭	○新潟県立長岡高等学校 ・JR長岡駅東口徒歩8分。
特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭	○新潟県立長岡大手高等学校 ・JR長岡駅東口徒歩12分。
中学校教諭・高等学校教諭 【中・高共通】 【中学】 【高校】	○新潟県立新潟東高等学校 ・JR新潟駅万代口乗車、「河渡北」バス停下車。徒歩3分。 ・JR新潟駅万代口乗車、「藤見中学校前」バス停下車。徒歩7分。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場が変更になることがあります。新潟県教員採用総合サイトを検査直前まで確認してください。

3 日程と内容

	日程・内容等	
全出願種別	8:30~12:30 個人面接Ⅰ 個人面接Ⅱ	13:00~16:35 個人面接Ⅰ 個人面接Ⅱ

- ・ 面接は2回実施します。
個人面接Ⅰ：学習指導や生徒指導等に関する事項
個人面接Ⅱ：教員としての資質・能力等に関する事項
- ・ 受付は、各自の面接開始時刻の30分前からの随時受付とします。

4 配点

	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	合計
全出願種別	40点	50点	90点

5 判定基準

- (1) 「個人面接Ⅰ」及び「個人面接Ⅱ」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- (2) 上記(1)による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」及び「個人面接Ⅱ」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、合否(「採用候補者名簿」への登載)の判定を行います。
- (3) 第2次検査の合否を以下のように判定します。
合格・・・採用候補者名簿への登載
不合格・・・S：登載された者に準ずる成績
A：登載されなかった者のうちで上位
B：登載されなかった者のうちで下位

6 第2次検査当日の提出物(該当者のみ)

- (1) 第1次検査の免除項目5ページ6の1の(3)に該当する書類の原本
- (2) 加点申請の「免許状に関するもの」を証明する教員免許状の原本
※ 教員免許状取得見込証明書は提出不要です。
- (3) 加点申請の「資格に関するもの」を証明する書類の原本

7 第2次検査の結果発表

9月末

- ・ 結果を本人に通知するとともに、合格者の受検番号を新潟県教員採用総合サイトに掲載します。

10 その他

- 1 提出された書類は返却しません。
- 2 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。